



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

772	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
773	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会課).....	2
774	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	().....	2
775	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	3
776	指定障害福祉サービス事業者の指定	().....	3
777	〃	().....	3
778	〃	().....	3
779	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	4
780	肥料取締法による肥料の登録	(果樹園芸課).....	5
781	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課).....	5
782	保安林の指定施業要件の変更	().....	5
783	道路の区域変更	(道路保全課).....	6
784	道路の供用開始	().....	6
785	道路の区域変更	().....	6
786	〃	().....	7
787	道路の供用開始	().....	7

○ 公告

二級河川富田川水系河川整備計画の策定	(河川課).....	8
入札公告	(総務事務集中課).....	8

告 示

和歌山県告示第772号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成30年7月25日まで縦覧に供する。

平成30年7月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成30年6月25日
- 2 名称
特定非営利活動法人紀見サポートクラブ
- 3 代表者の氏名
浅井徹
- 4 主たる事務所の所在地

橋本市城山台一丁目6番地の6

5 定款に記載された目的

この法人は、橋本市民、特に紀見地区は今後急速に高齢化が進む中で高齢者、障害者などの手助けを必要とする者の介護、援助等の福祉活動や小・中学生に対して日常の社会教育の指導、公民館の効果的な運営、まちづくりの推進と環境保全、自主防災会活動の指導教育と訓練、情報通信活性化への対応、雇用機会の促進、消費者の保護活動などを行うことにより、地域の活性化と住民が安心して生活できる、住み良い町を創造することを目的とする。

和歌山県告示第773号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成30年7月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30710013 37	一般社団法人エリゼ ウエル	ウエルプラス	和歌山県橋本市野180- 3 松長マンション式 番館303	訪問介護	平成 30.7.1	平成 36.6.30
30717009 12	合同会社ライフサポ ートじんべえ	訪問介護事業所じん べえ	和歌山県紀の川市打田 1342番地1 クルーセ1 02	訪問介護	平成 30.7.1	平成 36.6.30
30720007 18	ネオグループ株式会 社	ネオグループ御坊	和歌山県御坊市湯川町 小松原371番5号	訪問介護	平成 30.7.1	平成 36.6.30
30724013 38	株式会社めぐみ	デイサービスセンタ ー粹生	和歌山県西牟婁郡上富 田町市ノ瀬2042	通所介護	平成 30.7.1	平成 36.6.30

和歌山県告示第774号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成30年7月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30614901 69	医療法人同仁会	阪井カルフル・ド ・ルポ	和歌山県海南市阪井17 69番地1、1770番地1	訪問看護	平成 30.7.1	平成 36.6.30
				介護予防訪問 看護	平成 30.7.1	平成 36.6.30
30616900 73	合同会社こころ	訪問看護ステーショ ン悠達者	和歌山県有田郡湯浅町 大字湯浅2061番地の4 ピースフルランド湯 浅206号室・207号室	訪問看護	平成 30.7.1	平成 36.6.30
				介護予防訪問 看護	平成 30.7.1	平成 36.6.30
30521800 27	社会医療法人黎明会	介護老人保健施設和 佐の里	和歌山県日高郡日高川 町和佐2136	訪問リハビリ テーション	平成 30.7.1	平成 36.6.30
				介護予防訪問 リハビリテー ション	平成 30.7.1	平成 36.6.30

和歌山県告示第775号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成30年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011700337	ケアセンターおたっしや倶楽部那賀事業所	紀の川市上野299-1	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市中之島782	平成30.7.1

和歌山県告示第776号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011700857	訪問介護事業所じんべえ	紀の川市打田1342番地1 クルーセ102	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	特定なし	合同会社ライフサポートじんべえ	紀の川市打田1342番地1 クルーセ102	平成30.7.1

和歌山県告示第777号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011800343	ヘルパーステーション小春日和	岩出市西国分793番1	同行援護	特定なし	株式会社ソワソ	岩出市西国分793番1	平成30.7.1

和歌山県告示第778号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011800392	ヘルパーステーション小春の里	岩出市山田6-2	同行援護	特定なし	株式会社ソワソ	岩出市西国分793番1	平成30.7.1

和歌山県告示第779号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成30年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス粉河店
和歌山県紀の川市井田字前嶋14番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年2月20日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,695㎡
- 6 駐車場の収容台数
67台
- 7 駐輪場の収容台数
23台
- 8 荷さばき施設の面積
32㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
9.0㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時50分
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
2か所（敷地北側2か所）
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
平成30年6月19日

15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）

紀の川市農林商工部商工労働課（紀の川市西大井338番地）

16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成30年7月6日から同年11月6日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第780号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成30年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第792号	魚かす粉末	MO-1 ニシン魚粉75	窒素全量7.0 りん酸全量5.0	該当なし	丸長水産株式会社 和歌山県田辺市上の山二丁目23番35号	平成36.6.25
和歌山県第793号	魚かす粉末	MO-2 魚粉75	窒素全量7.0 りん酸全量5.0	該当なし	丸長水産株式会社 和歌山県田辺市上の山二丁目23番35号	平成36.6.25

和歌山県告示第781号

平成30年和歌山県告示第682号（以下「告示第682号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

小川唯吉

三木まきへ

佐々木建

佐々木竹三郎

久保司

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第682号のとおり

和歌山県告示第782号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第783号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市桃山町元字涌田126番6地先から同市桃山町元字涌田124番4地先まで	旧	7.66 ） 9.66	97.13	
同上	新	9.63 ） 9.83	97.13	

和歌山県告示第784号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 紀の川市桃山町元字涌田126番6地先から同市桃山町元字涌田124番4地先まで

供用開始の期日 平成30年7月6日

和歌山県告示第785号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

平成30年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 粉河寺線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
紀の川市粉河字西鳥居870番地先から同市深田字竹之鼻50番2地先まで	旧	4.72 } 14.37	712.40	松井橋 構外橋 L=13.00 L=4.00
同上	新	11.61 } 15.36	712.40	松井橋 構外橋 L=13.00 L=4.00

和歌山県告示第786号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 白浜温泉線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
西牟婁郡白浜町才野字大森1646番3地先から同町字馬ノ一原3031番326地先まで	旧	9.20 } 100.20	1,518.90	才野高架橋 鴨居高架橋 L=140.00 L=214.00
同上	新	9.20 } 158.60	1,518.90	才野高架橋 鴨居高架橋 L=140.00 L=214.00

和歌山県告示第787号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 白浜温泉線

供用開始の区間 西牟婁郡白浜町才野字大森1646番3地先から同町字馬ノ一原3031番326地先まで

供用開始の期日 平成30年7月8日 午後2時

公 告

二級河川富田川水系河川整備計画の策定の公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、二級河川富田川水系河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部総務調整課においてこれを公表する。

平成30年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

入札公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成30年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

平成30年度 調達案件番号20180040616号

(2) 調達案件名

産業用ロボットシステム

(3) 調達物品の名称及び数量

産業用ロボットシステム 一式

(4) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(5) 納入期限

平成31年3月15日（金）

(6) 納入場所

和歌山県工業技術センター オープンラボ棟1階 自動化実証室
（和歌山市小倉60番地）

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「産業用機械器具」又は「工作用機械器具」又は「理化学機械器具」に記載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

平成30年7月6日（金）から同年8月10日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

イ 入札日時

平成30年8月24日（金）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成30年8月23日（木）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成30年8月23日（木）午前9時から同月24日（金）午後1時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者のうち電子入札をした者がある場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - ア 名称
和歌山県会計局総務事務集中課
 - イ 所在地
郵便番号 640-8585
和歌山市小松原通一丁目1番地
電話番号 073-441-2294
ファクシミリ番号 073-441-2288
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 契約の締結における議会の議決の要否
否
- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Industrial robot system : 1 set
- (2) Time limit for tender :
2:00 p.m. 24 August 2018 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. 23 August 2018)
- (3) Contact point for the notice :
Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government, 1-1
Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan
TEL 073-441-2294

FAX 073-441-2288